

厚生労働省  
和歌山労働局発表  
平成23年8月17日(水)

担	厚生労働省 和歌山労働局労働基準部賃金室
当	労働基準部長 佐藤 博樹 賃金室長 井上 剛宏 TEL 073-488-1152

## 平成23年度和歌山県最低賃金の改正を答申

—和歌山地方最低賃金審議会答申—

(1円引上げ 時間額685円に)

和歌山地方最低賃金審議会(会長 おかもとひろし 岡本浩 弁護士)は、本年7月12日(水)に和歌山労働局長(かんだよしとみ 神田義宝)から、和歌山県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「和歌山県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、和歌山県最低賃金審議会専門部会を設置し、最低賃金法の趣旨、和歌山県下の経済・雇用状況、賃金実態調査結果、生活保護制度等の資料を基に慎重に審議を重ねた結果、本日、時間額を685円(1円の引上げ)に改正決定する旨の答申を行った。

今後、和歌山労働局は、この答申を受け、異議申出(申出期限:平成23年9月1日)の公示など諸手続を経て、和歌山県最低賃金を決定することとなる。

【参考:和歌山県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
最低賃金額	652円	662円	673円	674円	684円
対前年度上昇率	0.46	1.53	1.66	0.15	1.48
対前年度上昇額	3円	10円	11円	1円	10円

参考 2

和歌山県地域別最低賃金改正決定までの概要について

